

この度の新型コロナウイルス感染拡大の影響で、本来の予定にないご帰国を余儀なくされた方（海外勤務保護者の方を含む）は、下記の説明をご一読いただき、入力内容を確定させてから、「Web 帰国生徒資格認定」にお進みください。

（既に本帰国をされていらっしゃる方は、ご確認いただく必要はありません。）

目次

**A. 既に本校帰国生徒としての資格を満たした状態で、
志願者が海外にある学校（日本人学校含む）に籍を置いて帰国した場合**

1. 帰国時期についての考え方 保護者の海外勤務先による分類 1-1 ~ 1-4	… p.2 … p.3~4
2. 帰国時期の入力方法	… p.4
3. 志願者の学校在籍状況についての考え方・入力方法 志願者の学校在籍状況による分類 3-1 ~ 3-4	… p.5~7

**B. 帰国生徒資格の有無に影響するタイミングで、
新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急一時退避（帰国）が発生し、
志願者が海外にある学校（日本人学校含む）に籍を置いて帰国した場合**

1. 保護者の海外在留期間についての考え方	… p.8
2. 志願者の海外在留期間についての考え方	… p.9
3. Web 帰国生徒資格認定の入力方法	… p.9

A. 既に本校帰国生徒としての資格を満たした状態で、志願者が海外にある学校（日本人学校含む）に籍を置いて帰国した場合

<1. 帰国時期についての考え方>

現在の帰国を「新型コロナウイルスの感染拡大による緊急の一時退避」とみなすか、「本帰国」とみなすかは、「保護者の海外での在留（勤務）期間」ならびに「志願者の海外在留期間」を証明する書類を発行していただく、勤務先／弁護士などの第三者／学校の判断によるものとします。

Web 帰国生徒資格認定に入力する保護者／志願者帰国時期については、必ず次ページ以降の 1-1～1-4 について、証明書類作成者に確認した後、入力してください。

→ 保護者の方の判断、予測のみに基づいての入力はしないでください。

→ 2021 年度の資格確認においては、海外勤務先の種類に関わらず、「海外在留（勤務）証明書」（本校所定用紙）*や、弁護士等の第三者による発行の「海外勤務証明書」に記載していただける内容、また、志願者の海外在籍学校から提出可能な書類が確定した後で、Web 上での情報入力を行っていただくことをお願いしたいと思います。

つきましては、まず次ページ以降の 1-1～1-4 に基づいて、証明書類を発行していくだけ勤務先や弁護士等の第三者、学校に記載内容についてご確認ください。

* 「海外在留（勤務）証明書」（本校所定用紙）

通常、日本企業等からの海外赴任のケースにおいて、日本企業の人事部等から発行されることを想定している書類です。

記入内容等の詳細については、募集要項、または本校 HP に掲載の PDF をご確認ください。

<1-1. 日本企業等からの海外赴任>

出願時に提出していただく、保護者／志願者の「海外在留（勤務）証明書」（本校所定用紙）において証明される海外在留（勤務）期間について、企業等がどのように判断するのかを確認してください。

現在の一時帰国を「新型コロナウイルスの感染拡大による緊急の一時退避であり、現在も海外に在留中／帶同中」とあると

① みなすことができると判断された場合

⇒ 発行する証明書には「在留中」と記載していただければと思います。

「在留中」の記載のみは不可という場合には、「在留中」かつ、余白（空いている在留国欄など）に「※〇月〇日より、新型コロナウイルスの影響で一時退避中」と追記をしていただけるかどうかをご確認ください。

② みなすことができないと判断された場合

⇒ 直近のご帰国にて本帰国をされたという扱いになります。

<1-2. 海外現地雇用>

1-2-1. 保護者に関して

例年、保護者の海外勤務期間を証明する書類を現地企業等に発行していただき、事前にご提出いただいております。

その書類に記載される海外勤務期間について、現地企業等がどのように判断するのかを確認してください。

（判断、記載の仕方については、1-1 の日本企業等の場合を参照してください。）

1-2-2. 志願者に関して

在籍されている海外にある学校から、一時帰国中の期間を含めた在籍期間が確認できる書類（要厳封。成績、もしくは在籍証明書。日本人学校の場合は、一時帰国中の国内中学校から出される調査書への記載などでも可）が発行されるかどうかを確認してください。

<1-3. 自営業／会社代表>

1-3-1. 保護者に関して

例年、保護者の海外勤務期間を証明する書類を弁護士、公認会計士などの第三者に発行していただき、事前にご提出いただいております。

その書類に記載される海外勤務期間について、弁護士、公認会計士などの第三者がどのように判断するのかを確認してください。

(判断、記載の仕方については、1-1 の日本企業等の場合を参照してください。)

1-3-2. 志願者に関して

前述の 1-2-2 と同様のことを確認してください。

<1-4. 在外研究／留学（学位取得などの正規留学）>

保護者と志願者の海外在留／在学の状況の詳細について、帰国生徒教育センター（icuhssr@icu.ac.jp）までメールにてご連絡ください。必要な書類や入力内容について回答させていただきます。

<2. 帰国時期の入力方法>

各証明書類上で証明される海外在留期間について書類作成者に確認した上で、「Web 帰国生徒資格認定」における「帰国（予定）時期」については

<1-1～1-3 の保護者・1-1 の志願者>

緊急の一時退避と判断された場合 ⇒ 本来予定されていた帰国時期を入力
本帰国済みと判断された場合 ⇒ 発行される書類上の年月に基づいて入力

<1-2、1-3 の志願者>

1-2-2、1-3-2 の書類を提出可能 ⇒ 本来予定されていた帰国時期を入力
提出ができない場合 ⇒ 直近の帰国年月に基づいて入力

するようにしてください。

<3. 志願者の学校在籍状況についての考え方・入力方法>

入力時点で志願者が在籍されていらっしゃる学校の状況等について、下記3-1～3-4の中から該当する項目の指示に従ってご入力ください。

3-1. 海外にある学校のオンライン授業を受けている。

⇒一時帰国中の成績は海外にある学校から出る。

入力時点で国内中学校への編入（二重在籍含む）の予定はない。

海外在留歴 … 1. の「帰国時期」ルールに基づいて入力。

海外学校在籍歴 … 一時帰国中の期間も在籍期間に含める。

9年の課程修了校 … 海外にある学校を入力。

3-2. 海外にある学校のオンライン授業を受けている。

⇒一時帰国中の成績は海外にある学校から出る。

国内中学校に二重在籍はしているが、在籍のみで、成績は出ない。

⇒「調査書（本校所定用紙）」の提出が必要。

（卒業見込み等の記入可能部分は要記入。

成績欄など、記入不可の部分は斜線記入でかまわない。）

海外在留歴 … 1. の「帰国時期」ルールに基づいて入力。

海外学校在籍歴 … 一時帰国中の期間も在籍期間に含める。

9年の課程修了校 … 海外にある学校と国内中学校、両方とも入力。

※「調査書」には、必ず二重在籍中の学校名と状況について

欄外余白等に明記するようご依頼ください。

3-3. 海外にある学校のオンライン授業も、国内中学校の授業も両方受けている。

① 両方からそれぞれ成績書類が発行される。

⇒国内中学校から発行される「調査書」には、必ず二重在籍中の学校名と状況について欄外余白等に明記する必要。

⇒発行される成績書類については、是非両方ともご提出ください。

② 海外にある学校⇒オンライン授業実施期間を含めた在籍証明書は提出可能だが、オンライン授業についての成績は出ない。

(日本人学校の場合、「在籍証明書は提出可能」

= 「国内中学校発行の調査書に二重在籍の記載あり」)

国内中学校⇒成績欄も記入された「調査書（本校所定用紙）」を提出可能。

※「調査書」には、必ず二重在籍中の学校名と状況について欄外余白等に明記する必要。

海外在留歴 … 1. の「帰国時期」ルールに基づいて入力。

海外学校在籍歴 … 一時帰国中の期間も在籍期間に含める。

9年の課程修了校 … 海外にある学校と国内中学校、両方とも入力

3-4. 海外にある学校はオンライン授業等を行っていないが、形式上の在籍はしており、在籍証明書もしくは調査書の記載内容により、在籍の確認は可能。

一時帰国中は国内中学校に編入し、国内中学校のみで授業を受けている。

一時帰国中の成績は国内中学校（もしくは形式的に在籍している日本人学校）からのみ出る。

海外在留歴 … 1. の「帰国時期」ルールに基づいて入力。

海外学校在籍歴 … 一時帰国中の期間も在籍期間に含める。

9年の課程修了校 … ○○中学校

※二重在籍の場合、「調査書」には必ず二重在籍中の学校名と状況について、欄外余白等に明記するようご依頼ください。

⇒[3-4](#) で資格認定のための情報を送信していただいた後、再度海外に渡航した場合は、
入力内容の修正が必要となります。

(具体的には、国内中学校へ編入していた期間は一時退避とみなし、海外在留歴、学校
在籍歴については継続して海外にいたものとして修正を行います。)

また、9年の課程修了校についても、海外にある学校に修正が必要となります。

変更が決定した時点で、必ず速やかに帰国生徒教育センターまでご連絡ください。

(データの重複を避けるため、Web から再度の資格認定は行わないでください。)

B. 帰国生徒資格の有無に影響するタイミングで
新型コロナウイルスの感染拡大に伴う緊急一時退避（帰国）が発生し、
海外にある学校（日本人学校含む）に籍を置いて帰国した場合

海外勤務保護者と志願者について、所定の期間内に重複している海外在留期間が継続して1年6か月以上確認できる書類が提出できなければ、本校の帰国生徒としての資格をお認めすことができません。

したがって、現在の一時帰国期間を海外在留期間として含めないとその要件を満たせないという場合は、下記の書類が提出可能かどうかをご確認いただく必要があります。（保護者が「在外研究／留学」の場合は、p. 4 の **1-4.** をご参照ください。）

< 1. 保護者の海外在留期間についての考え方 >

「海外在留（勤務）証明書」（本校所定用紙）を発行する日本企業等、もしくは「海外勤務証明書」を発行する現地企業等や弁護士などの第三者が、発行日時点においても海外勤務保護者の海外在留は継続しているという認識にあり、

「海外在留（勤務）中」もしくは
「○月○日からの帰国は新型コロナウイルス感染拡大によるやむを得ない緊急一時退避である。」

ということを、発行していただく書類に明記していただけが必要となります。

（詳細については、p.2~4 の「既に本校帰国生徒としての資格を満たした状態で、海外にある学校（日本人学校含む）に籍を置いて帰国した場合」の < 1. 帰国時期についての考え方 > をご参考ください。）

※ただし、証明書類に記載されている在留（勤務）の終了時期が「在留（勤務）中」または「未来の予定日付まで」の場合、海外在留（勤務）期間はその書類の発行日までとなります。
各所に証明書類の発行を依頼する際には、この点に十分ご注意ください。

直近の帰国がいわゆる「本帰国」であるという認識の下で「海外在留（勤務）証明書」（本校所定用紙）や「海外勤務証明書」が作成され、本校の帰国生徒資格認定のために必要な海外在留期間を証明する書類を提出できない場合、本校の帰国生徒としての資格は認められません。

< 2. 志願者の海外在留期間についての考え方 >

「海外在留（勤務）証明書」（本校所定用紙）をご提出いただくケースにおいては、志願者の海外在留期間もその書面上にて証明していただく形となります。記載内容について、保護者の海外在留期間と同様のルールに基づいてご確認ください。

弁護士等の第三者に保護者の「海外勤務証明書」を作成してもらう場合、志願者の海外在留期間を証明していただくために、在籍されている海外にある学校から、現在の帰国中の期間を含めた在籍期間が確認できる書類（要厳封。成績、もしくは在籍証明書。日本人学校の場合は、一時帰国中の国内中学校から出される調査書への記載などでも可）が発行されるかどうかを確認してください。

直近の帰国がいわゆる「本帰国」であるという認識の下で「海外在留（勤務）証明書」（本校所定用紙）が作成される、もしくは、一時帰国中も海外にある学校に在籍していることを確認できる書類が提出できないことにより、本校の帰国生徒資格認定のために必要な海外在留期間を証明することができない場合、本校の帰国生徒としての資格は認められません。

< 3. Web 帰国生徒資格認定の入力方法 >

上記1、2に基づいて、本校の帰国生徒としての資格の条件を満たす書類の発行が可能なことが確認できましたら、「既に本校帰国生徒としての資格を満たした状態で、海外にある学校（日本人学校含む）に籍を置いて帰国した場合」の指示（p.2～7）に準じて、本校 HP から「Web 帰国生徒資格認定」の入力を行ってください。

以上